



児童手当・児童扶養手当制度のお知らせ

1. 児童手当

中学校卒業までの児童を養育している人全員に支給される手当です。出生・転入・転出などのときに手続きが必要となります。公務員の人は勤務先で手続きをしてください。

■**支給対象** 15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

■**支給月額** 受給者の所得や児童の年齢などにより、金額が変わります

受給者の所得	児童の年齢	支給月額 (1人当たり)
所得制限額未満 (児童手当)	3歳未満	一律 15,000円
	3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
	中学生	一律 10,000円
所得制限額以上 (特例給付)	年齢関係なし	一律 5,000円

■**支給時期** 6月・10月・2月に、それぞれの前月分まで(4か月分)の手当を支給。

※これらの手当は申請手続きが遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

※手続きに必要なものは世帯の状況により異なりますので、詳しくは問い合わせください。

■**問合せ** 健康福祉課福祉・高齢者グループ(☎ 74-3001)

2. 児童扶養手当

死別や離婚などで、父または母と生計を別にしている児童を養育している人に支給される手当です。手当を受けるためには申請手続きが必要です。

■**支給対象** 母子家庭の母、父子家庭の父、父または母に替わって養育している人

■**支給期間** 児童が18歳に到達した日以後の最初の3月31日まで(児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)

■**支給月額** 受給者と扶養義務者(同居する家族など)の所得などにより支給月額が変わります。そのため、手当の全部または一部を支給しない場合があります。(全額支給、一部支給、全額支給停止のいずれかに決定します)

区分	支給月額(令和2年4月～)	
	全額支給	一部支給
第1子	43,160円	43,150円～10,180円
第2子加算額	10,190円	10,180円～5,100円
第3子以降加算額	6,110円	6,100円～3,060円

■**支給時期** 1月・3月・5月・7月・9月・11月に、それぞれの前月分(2か月分)までの手当を支給。



食材を活用するフードドライブ活動

フードドライブとは買いすぎてしまった食材やお中元、お歳暮など家庭に眠っている食材を持ち寄って、捨てることなく有効に活用する活動で、日本では毎年600万トを超える食材が食べられるにも関わらず廃棄されています。

生活困窮者の自立支援を目的に設立された、特定非営利活動法人ワークーズコープのフードバンクいぶりは、洞爺湖町社会福祉協議会をはじめとする胆振管内の協力事業所と連携してフードドライブ活動を開始しています。

持ち寄られた食材は食材不足で困っている人や子ども食堂、地域食堂、障がいを持っている人の支援事業所などに届けて有効に活用しています。

フードドライブ実施によって持ち寄られた食材の仕分けなどの作業を手伝っていただき、ボランティアを募集します。

とやこに 広告 を掲載しませんか

町では、広報とやこに民間の企業や自営業の人の広告を掲載することで地域経済の活性化を図るため、広告を募集しています。

締切は発行月の前月5日までです。掲載料や手続きは、問い合わせください。

■**問合せ** 企画防災課広報統計グループ(☎ 74-3004)

あなたの土地は大丈夫？ 境界標は入っていますか？

土地家屋調査士は、法律に基づいて境界線を埋設します。
土地の境界測量及び、土地・建物の登記に関する事

相談窓口、それが土地家屋調査士です。

最善の土地家屋調査士事務所に気軽に相談ください。

札幌土地家屋調査士会室蘭支部
札幌市南区南郷49番地(竹内事務所内)
TEL.0142-76-2428 FAX.0142-76-2866
<http://www5.ocn.ne.jp/~choesahl/>

お知らせ

運転免許更新時講習日程

場所 だて歴史の杜カルチャーセンター

■4月

優良(30分)
16日(木) 13:30~ 22日(水) 13:30~
一般(60分)
22日(水) 14:30~
違反(120分)
16日(木) 14:30~
初回(120分)
13日(月) 18:30~

■5月

優良(30分)
7日(木) 18:30~ 13日(水) 18:30~
一般(60分)
7日(木) 19:30~ 13日(水) 19:30~
違反(120分)
11日(月) 18:30~
初回(120分)
15日(金) 13:30~

■問合せ

特定非営利活動法

4363

湖町社会福祉協議会(☎761

■食材の持ち寄り拠点 洞爺

以外のお酒

開封されているもの、自宅で

作った惣菜、料理酒・みりん

食品(生肉、魚介類、野菜)、

賞味期

限が1か月未満のもの、生鮮

りん

調味料(味噌、醤油、油)、粉

ミルク、お菓子、料理酒、み

レトルト・インスタント食品、

ん、パスタ)、めんつゆ、缶詰、

乾麺(そば、うどん、そうめ

米、玄米、アルファ米)、麦、

■寄贈できる食材 お米(白

さい。

す。詳しくは問い合わせくだ

行政



義援金のご協力ありがとうございました

令和元年台風第19号災害の

義援金について、役場窓口な

ど公共施設や金融機関への義

援金箱の設置による募集を、

令和2年1月31日をもって終

了しました。ご協力ありがと

うございました。お寄せい

ただいた義援金については、

(福) 中央共同募金会で開設

している義援金口座を通じて、

被災された方々へお届け

人ワーカーズコープ室蘭事

務所フードバンクいぶり(☎

0143-83-7355)

いたしましたのでご報告いた

します。

■義援金総額 5万6,86

1円

洞爺湖町・洞爺湖町自治会

連合会・日赤北海道支部洞爺

湖町分区分・洞爺湖町共同募金

委員会・洞爺湖町社会福祉協

議会

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)



戦没者などの遺族の皆さんへ
特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時の遺

族で、令和2年4月1日(基

準日)に、「恩給法による公

務扶助料」「戦傷病者戦没者

遺族等援護法による遺族年

金」などを受ける人(戦没者

などの妻や父母など)がいな

い場合に、第11回特別弔慰金

として、額面25万円、5年償

還の記名国債が支給されま

す。対象となる遺族は次の順

番による先順位の遺族1人に

支給となります。

①令和2年4月1日までに戦

傷病者戦没者遺族等援護法に

よる弔慰金の受給権を取得し

た人

域食堂運営事業、洞爺地区等

通学費助成事業、保育所・小

学校遊具修繕、子どもインフ

ルエンザ予防接種費用助成事

業 他

また、本年度も4月よりふ

るさと納税の受付を開始して

います。

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

■問合せ 総務課管財・情報

グループ(☎741-3000)

②戦没者の子

③戦没者などの⑦父母⑧孫⑨

祖父母⑩兄弟姉妹※戦没者な

どの死亡当時、生計関係を有

していることなどの要件を満

たしているかどうかにより、

順番が入れ替わります。

④右記①③以外の戦没者な

どの三親等内の親族(甥、姪

など)※戦没者などの死亡時

まで引き続き1年以上の生計

関係を有していた人に限りま

す。

■請求期限 令和5年3月31

日(金) ※請求期間を過ぎる

と第11回特別弔慰金を受ける

ことができなくなりますの

で、注意してください。

■請求窓口 洞爺湖町役場健

康福祉課、洞爺総合支所、洞

爺湖温泉支所

■通知について 前回(第10

回)特別弔慰金の受給者は、

6月末までに、北海道より個

別通知が届く予定です。

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

■問合せ 健康福祉課福

祉・高齢者グループ(☎741

3001)

特定計量器（小型ばかり）の定期検査

商売や取り引きまたは証明に使用している特定計量器（小型ばかり）は、計量法の規定により2年に1度定期検査を受けることが義務づけられています。

今年 は 定期検査の年 で、町内3か所で定期検査を実施します。お知らせします。

また、新規に事業を開始した人やお店を開き、特定計量器（小型ばかり）を所有し取り引きなどに使用する人は産業振興課まで連絡をお願いします。※検査には手数料がかかります。（北海道収入証紙にて納入して頂きます）

■日時 ①5月18日（月）13時30分～16時②5月19日（火）9時30分～15時30分③5月20日（水）9時30分～11時

■場所 ①洞爺湖文化センター②虻田ふれあいセンター③洞爺総合センター

■問合せ 産業振興課水産・商工グループ（☎74-3005）

確定申告期限の延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告期限・納付期限を延長します。これに伴い振替納税を利用される人の振替日についても延長します。

◆申告・納付期限

■対象税目 ①申告所得税②贈与税③個人事業者の消費税

■延長日 ①③4月16日（木）

◆振替日

■対象税目 ①申告所得税②個人事業者の消費税

■延長日 ①5月15日（金）②5月19日（火）※贈与税は振替納税を利用できません。

※申告所得税の延納制度利用の場合、延納分の納付期限および振替日は6月1日（月）です。

■問合せ 室蘭税務署（☎0143-22-4151）

■問合せ SNSを活用した地域PR活動助成事業の終了

まちの魅力の発見と発信の推進を目的に実施してきましたが、3月分の申請をもって事業が終了となります。対象となる記事がある場合は、4月20日（月）までに申請してください。

■問合せ 企画防災課企画グループ（☎74-3004）

メルトタワー21の排ガス（煙突）測定結果

ダイオキシシン類測定結果（2号炉）は、「ダイオキシシン類対策特別措置法」による排出基準値（0.1ナノグラム）を下回っています。

■測定日 令和元年12月20日

■測定結果 0.010ナノグラム（ナノグラムは10億分の1グラム）

■詳細 西いぶり広域連合（☎0143-59-0705）

募集

8020健康賞表彰式

町では、室蘭歯科医師会と共催で行われる「歯と口の健康習慣事業」で、国と日本

歯科医師会が推進している8020運動に基づき表彰が行われます。併せて、室蘭歯科医師会から8020賞も贈られます。

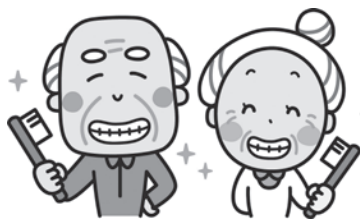
■日程 6月6日（土）

■場所 だて歴史の杜カルチャーセンター

■対象 昭和15年4月1日以前に生まれた80歳以上の人で20本以上の自分の歯を持ち長年にわたり健康な口腔環境を維持している歯科医師の推薦または自薦の人

■自薦応募期日 5月22日（金）

■問合せ 健康福祉センター（☎76-4006）



自衛官募集

■募集種目 自衛官候補生
■資格 18歳以上33歳未満の男女

■受付期限 5月22日（金）

■試験日 5月28日（木）～5月31日（日）いずれか1日

■問合せ 防衛省自衛隊札幌地方協力本部室蘭事務所（☎0143-44-9533）



相談

「行政に関わるくらしの無料相談会」開催

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。

心からおくやみ 申し上げます

故伊貸アヤ子さん

■2月16日死去■72歳■遺族は信雄さん■虻6区

故東野シヅエさん

■2月20日死去■90歳■遺族は憲二さん■虻7区

故長谷川博さん

■2月23日死去■91歳■遺族はエミ子さん■泉区

故斉藤美也子さん

■2月27日死去■90歳■遺族は徹さん■虻5区

故佐藤キスエさん

■3月1日死去■102歳■遺族は哲康さん■虻7区

故木方光冬さん

■3月2日死去■98歳■遺族は小夜子さん■青2区

故鈴木ミツさん

■3月3日死去■86歳■遺族は正直さん■虻1区

2月20日から3月19日届出分

広報紙への掲載は申請手続きが必要です。

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。
必ず2日前の17時まで

無料法律相談会開催

■問合せ 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

■担当 ①林正樹弁護士(伊達噴火湾法律事務所)
②本間寛菜弁護士(北海道みらい法律事務所)

■場 所 ①室蘭市②伊達市
③登別市※開催場所について未定となっています。

■内容 18歳以上の身体障がい者や知的障がい者の人たちの医学的、心理的および職

事前の予約は不要です。

■日時 4月18日(土)、5月16日(土) 9時30分～12時

■場所 赤川集会所

■問合せ 北海道行政書士会室蘭支部(☎76-3538)

担当(後藤)／住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

前予約してください。

定員(3人)になり次第締め切ります。

■日時 ①4月16日(木) ②5月7日(木) 13時30分～15時

■場 所 ①洞爺湖町役場 ②洞爺総合センター

■担当 ①林正樹弁護士(伊達噴火湾法律事務所)

■問合せ 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

心身障がい者一般巡回 相談の開催

北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談が、開催されます。

■日程 ①6月8日(月) ②9月28日(月)

③10月1日(木) ④令和3年2月15日(月) ⑤18日(木)

■場 所 ①室蘭市②伊達市③登別市※開催場所について未定となっています。

■内容 18歳以上の身体障がい者や知的障がい者の人たちの医学的、心理的および職

能的判定などや補装具の処方や適合判定など、その他障がいに係る専門的相談などの相談となります。

■申込み 相談する場合は事前申し込みが必要となりますので問い合わせください。※相談内容によっては事前に聞き取りをする場合があります。相談件数が多い場合は、希望日にならないことがあります。

■問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ(☎74-3001)

■内容 18歳以上の身体障がい者や知的障がい者の人たちの医学的、心理的および職

寄付



善意のご寄附ありがとうございます。

●社会福祉協議会

▽村中兼一さんは1、464円

△寄附物品▽

▽坂上昭郎さん(入4区)

▽佐藤義昭さん(入4区)

▽正源なみ子さん(虻8区)

▽佐藤仁美さん(虻5区)



わたしのうた

あぶた俳句会 3月定例会

薄氷を砕き大地の息放つ
矢野知子

春の字の一字躍り葉書つく
千葉征子

薄氷や亡夫との暮し世を隔て
菅原敏子

薄氷や解けて潤う大地あり
小笠原勇

川音に早も目覚めし猫柳
佐藤美風